



平成30年12月4日
監 査 事 務 局

「監査結果に基づき知事等が講じた措置」の報告について

監査委員は、本日の第四回都議会定例会に「平成30年 監査結果に基づき知事等が講じた措置（第2回）」を報告しました。

これは、これまでに行った指摘事項、意見・要望事項について、年2回、知事等執行機関が実施した改善内容の通知を受け、公表するものです。

1 改善状況

今回、対象となる監査において指摘等をした526件のうち、116件の改善通知を受け、474件（90.1%）が改善済みとなりました。

今回の改善状況

措置対象 A	改善済み			改善中 A-D
	前回まで B	今回通知 C	計 D=B+C	
526件	358件	116件	474件	52件

措置の対象となった監査

年	監査種別
平成24年	行政監査
平成27年	行政監査
平成28年	財政援助団体等監査、行政監査
平成29年	定例監査、財政援助団体等監査、行政監査、各会計歳入歳出決算審査、公営企業各会計決算審査
平成30年	定例監査

(注) 各会計歳入歳出決算審査及び公営企業各会計決算審査については年度

2 措置内容の例

- 総合医療療育施設における災害時等の避難経路を適切に整備したもの（P. 5）
- 施設利用申込方法を複数提供するなど、都民の利便性を向上させたもの（P. 7）
- 課ごとではなく所単位で契約を一本化し、経費節減及び事務軽減を図ったもの（P. 8）

【問合せ先】

監査事務局総務課

直通 03-5320-7017～8